

第4回
千葉県高病原性鳥インフルエンザ対策本部
会議資料
(書面開催)

令和7年1月16日
午後11時開催

農林水産部畜産課

第4回千葉県高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議 次第

日時：令和7年1月16日
午後11時から
※書面により開催

1 開 会

2 議 題

- (1) 高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について
- (2) 防疫措置計画について
- (3) 本部長からの指示について
- (4) 野鳥監視の強化について

3 閉 会

千葉県高病原性鳥インフルエンザ対策本部員名簿

本部長	千葉県知事	熊谷 俊人
副本部長	副知事	穴澤 幸男
	副知事	黒野 嘉之
本部員	総務部長	高梨 みちえ
	総合企画部長	富沢 昇
	防災危機管理部長	添谷 進
	健康福祉部長	岡田 慎太郎
	保健医療担当部長	鈴木 貴士
	環境生活部長	井上 容子
	商工労働部長	野村 宗作
	農林水産部長	前田 敏也
	県土整備部長	四童子 隆
	会計管理者	岡田 健
	企業局長	三神 彰
	病院局長	山崎 晋一郎
	教育長	富塚 昌子
	オブザーバー	千葉県市長会長
千葉県町村会長		岩田 利雄
旭市長		米本 弥一郎
警察本部（警備部参事官）		石山 直志
事務局	農林水産部 次長	藤井 浩一
	環境生活部 次長	相葉 正宏
	健康福祉部 次長	出浦 和彦
	農林水産部畜産課長	大澤 浩司

対策本部体制図

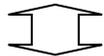
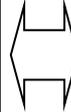
県 対 策 本 部
 本部長：知事
 副本部長：両副知事

本部員	総務部長	対策本部事務局 事務局長：農林水産部長 事務局次長：農林水産部次長 環境生活部次長(事) 健康福祉部長が指名する者
	総合企画部長	
	防災危機管理部長	
	健康福祉部長	
	保健医療担当部長	
	環境生活部長	
	商工労働部長	
	農林水産部長	
	県土整備部長	
	会計管理者	
	企業局長	
	病院局長	
	教育長	
	(オブザーバー)	
	千葉県町村会長	
	市町村長	
	県警察本部長が指名する者	
	防衛省陸上自衛隊習志野駐屯地第一空挺団長が指名する者	
	その他、対策本部長が必要と認める者	

総務広報班 9名
防疫指導班 5名
焼埋却班 6名
安全対策班 4名(6名*)
流通指導班 5名

現 地 対 策 本 部
 本部長：農林水産部次長(技)
 副本部長：東部家畜保健衛生所長

現 地 対 策	地域振興事務所長	
本部員	健康福祉センター長	
	食肉衛生検査所長	
	農業事務所長	
	畜産総合研究センター長	
	家畜保健衛生所長	
	土木事務所長	
	市町村長	
	その他、現地対策本部長が必要と認める者	
	(オブザーバー)	警察署長
		農業協同組合長
	家畜診療所長	
	その他、地域関係機関の長	



連絡調整会議連絡担当

連 絡 調 整 会 議

総務部	総務課長	環境生活部	環境政策課長	農林水産部	農地・農村振興課長	
	学事課長		自然保護課長		環境農業推進課長	
	総務ワークステーション所長		循環型社会推進課長		耕地課長	
総合企画部	政策企画課長	商工労働部	廃棄物指導課長	県土整備部	畜産課長	
	報道広報課長		くらし安全推進課長		県土整備政策課長	
防災危機管理部	危機管理政策課長		農林水産部		経済政策課長	出納局
健康福祉部	健康福祉政策課長	経営支援課長		企業局	総務企画課長	
	疾病対策課長 *	農林水産政策課長		病院局	経営管理課長 *	
	医療整備課長 *	団体指導課長	教育庁教育振興部	保健体育課長		
	薬務課長 *	販売輸出戦略課長	県警察本部	県警本部長が指名		
	衛生指導課長		担い手支援課長			

* 高(低)病原性鳥インフルエンザ発生時に対応

令和7年1月16日
農林水産部畜産課
043-223-2929

高病原性鳥インフルエンザ「疑い事例」の発生について（第16報）

旭市の養鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例が発生しましたので、その概略をお知らせします。

なお、現段階では高病原性鳥インフルエンザが確定したわけではなく、現在、詳細な遺伝子検査を実施し、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（※）かどうか確認中です。

※疑似患畜とは：家畜伝染病予防法において、患畜となるおそれがある家畜のことで、確定した場合、殺処分などの防疫措置を講じることとなります。

1 概要

所在地：旭市

飼養状況：採卵鶏 約38,000羽

2 経緯

- (1) 16日 8時20分 農場主から東部家畜保健衛生所へ、数羽固まって死亡しているとの通報あり。
- (2) 同日 11時15分 北部家畜保健衛生所職員が農場へ立ち入り調査し、確認のため簡易検査実施。
- (3) 同日 11時40分 農場での簡易検査の結果、陽性と判明。

3 県の対応

- (1) 本日23時00分に県対策本部会議を書面開催
- (2) 疑似患畜であることが確認された場合
 - ・当該農場で鶏等の殺処分等を実施
 - ・発生農場の半径3km区域内の鶏等の移動を禁止し、3~10km区域内の鶏等の区域外への搬出を禁止する旨の公示

【報道機関へのお願い】

- 1 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
特に、ヘリコプターやドローンを使用するの取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- 2 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することのないよう、御協力をお願いします。

我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。

防疫措置計画

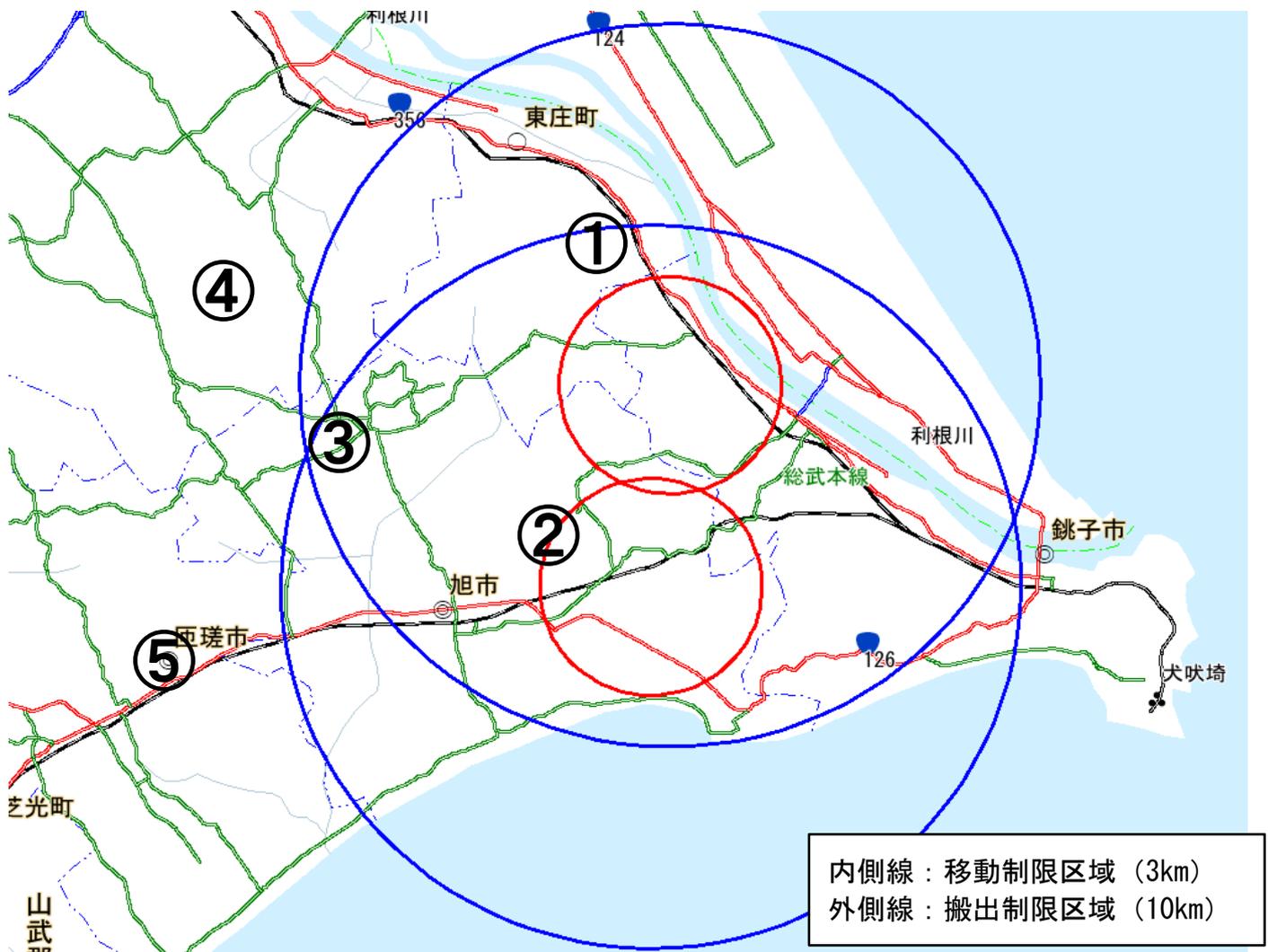
I 農場概要と殺処分対象鶏羽数

1 対象農場	所在地	旭市	備考
2 殺処分対象鶏	施設番号	対象羽数	
採卵鶏	A 鶏舎	19,000	発生鶏舎
採卵鶏	B 鶏舎	19,000	
処分対象羽数 計		38,000羽	

II 移動制限区域・搬出制限区域内の家きん農場数・飼養羽数(発生農場除く)

区分(種類等)	移動制限区域(半径3km以内)		搬出制限区域(半径3~10km)	
	農場数	飼養羽数	農場数	飼養羽数
採卵鶏	16	2,296,706	19	995,473
ブロイラー	2	128,500	3	132,200
うずら	1	240,000	4	996,000
その他	0	0	10	416
計	19	2,665,206	36	2,124,089

Ⅲ 消毒ポイント設置場所



消毒ポイント番号	消毒ポイント	住所地	開設日時・運営時間
①	旧東庄町病院跡地	東庄町石出 1988-1	令和7年1月12日 16:00～【24時間運営】
②	旭市役所海上庁舎	旭市高生 1	令和7年1月12日 16:00～【24時間運営】
③	旭市ひかた市民センター	旭市南堀之内 10	令和7年1月12日 16:00～【24時間運営】
④	香取市役所山田支所	香取市仁良 300-1	令和7年1月16日 16:00～【24時間運営】
⑤	匝瑳市役所北側駐車場	匝瑳市八日市場ハ 793-2	令和7年1月17日 17:00～【24時間運営】

IV 防疫措置スケジュール（4例目）

日数経過		0	1	2	3	4	5				特記事項
月・日		1/16	1/17	1/18	1/19	1/20	1/21				
検査進行・対策本部会議		①通報 8:20 ②簡易検査(+) 11:40 ③対策本部（書面） 23:00 ④疑似患畜決定 23:00									
移動制限措置等設定		告示：半径10km (移動・搬出制限)	1/16 ~								農場清掃・消毒終了後 搬出制限区域の解除
防疫措置			1/16 ~								
	殺処分等		1/16~								自衛隊災害派遣要請 県全庁体制 市町村・関係団体
	焼埋却処分		1/17 ~								殺処分鶏・汚染物品
	農場清掃・消毒			1/18 ~							

知事指示

本日、銚子市の発生に引き続き旭市の養鶏農場で飼養されている鶏について、今シーズン4例目となる高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されました。

今週に入り、3例目の発生であり、深刻さが増しています。改めて、全庁において深刻な事態であることを共通認識とし、一刻も早い打開を図るため、以下の内容について指示します。

- 1 近隣で複数の発生が確認されている状況であることから、全庁において動員体制を強化するとともに、人員を増員し、前回同様、法に基づき、まん延防止に万全を期し、一刻も早くウイルスの封じ込めを行うこと
- 2 複数の市町村にまたがる発生であることから、現地対策本部においては、殺処分等の防疫作業が円滑に進められるよう、周辺自治体や関係団体と緊密に連携を図ること
- 3 引き続き、1月12日付けで発出した、県内全ての養鶏農家に対する「まん延防止のための消毒命令」の実施や、路面消毒の徹底など、発生抑止に最大限取り組むこと
- 4 県民の不安と混乱が生じないように、速やかに正確な情報を提供すること

野鳥監視の強化について

令和7年1月16日
環境生活部

旭市内の養鶏場における高病原性鳥インフルエンザの発生を受けて、環境省は本日、発生農場を中心とする半径10km圏内の区域を野鳥監視重点区域に指定しました。

これを踏まえ、県では、速やかに県のホームページで公表するとともに、当該区域内の野鳥の生息状況や死亡野鳥の有無等の状況調査等により、野鳥の監視を強化してまいります。